

労働者協同組合法に係る手引き

(令和5年8月1日版)

目 次

第1 労働者協同組合法の趣旨及び概要等	1
1 労働者協同組合法の施行に関する関係文書等	1
2 用語の定義	1
3 法の趣旨及び概要	2
第2 総論	4
1 労働者協同組合の事業・組合員	4
2 労働者協同組合設立までの流れ	9
3 労働者協同組合の管理・運営	11
4 行政庁の業務内容等	21
第3 各論	22
1 企業組合から労働者協同組合に組織変更した場合	22
2 特定非営利活動法人から労働者協同組合に組織変更した場合	27
3 特定労働者協同組合について	34
第4 会計について	41
1 総則	41
2 勘定科目（別添 勘定科目表参照）	41
3 決算関係書類	42
4 事業報告書	44

第1 労働者協同組合法の趣旨及び概要等

1 労働者協同組合法の施行に関する関係文書等

労働者協同組合法（令和2年法律第78号）の施行については、以下のような関係法令・通知等があるため、必要に応じて参照されたい。

労働者協同組合制度に関する法令・通知一覧

法令、通知等	主な内容等
労働者協同組合法（令和2年法律第78号）	労働者協同組合の設立、管理その他必要な事項
労働者協同組合法の公布について（令和2年12月11日雇均発1211第1号厚生労働省雇用環境・均等局長通知）	法律制定の趣旨、法律の内容等
労働者協同組合法施行令（令和4年政令第209号）	組合が行うことが適当でない事業、組合員等以外の者からの監事の選任を要する組合の範囲について、会社法の規定の技術的読替え等
労働者協同組合法施行規則（令和4年厚生労働省令第89号）	決算関係書類に関する事項、総会の招集手続等に関する事項、解散及び清算並びに合併に関する事項、企業組合及び特定非営利活動法人からの組織変更に関する事項等
労働者協同組合及び労働者協同組合連合会の適正な運営に資するための指針（令和4年厚生労働省告示第188号）	労働者協同組合及び労働者協同組合連合会の適正な運営に資するため、必要な基本的事項
労働者協同組合法の施行について（令和4年5月27日雇均発0527第1号）	労働者協同組合法施行令、労働者協同組合法施行規則及び労働者協同組合及び労働者協同組合連合会の適正な運営に資するための指針について、その趣旨や主な内容等
労働者協同組合法等の一部を改正する法律（令和4年法律第71号）	非営利性が徹底された労働者協同組合の認定制度の創設と税制上の措置に関する事項
労働者協同組合法等の一部を改正する法律の公布について（令和4年6月17日雇均発0617第1号）	改正法律の趣旨、改正法律の内容等
労働者協同組合法施行規則の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第113号）	特定労働者協同組合の認定等に関する事項
「労働者協同組合法の施行について」の一部改正について（令和4年8月23日雇均発0823第1号）	労働者協同組合法施行規則の一部を改正する省令の趣旨や主な内容を踏まえて、雇均発0527第1号を改正
労働者協同組合法等の施行に伴う法人登記事務の取扱いについて（令和4年9月21日民商第439号）	労働者協同組合法に関する法人登記事務の取扱い

2 用語の定義

以後、特に断りがない限り、以下のとおりとする。

（1）法

労働者協同組合法（令和2年法律第78号）をいう。

（2）則

労働者協同組合法施行規則（令和4年厚生労働省令第89号）をいう。

3 法の趣旨及び概要

(1) 趣旨

近年、労働者が自発的に協同して労働し、事業を行うという「協同労働」の形で地域における多様な需要に応じた事業が運営・実施される事例が見られる。「協同労働」は、多様な就労の機会を創出することにより地域の課題を解決し、地域に貢献するものであり、今後一層の拡充が望まれる。

しかしながら、現行法上は、

- ① 出資・意見反映・労働が一体となった組織であって、
- ② 地域に貢献し、地域課題を解決するに当たって利用可能な非営利の法人という「協同労働」の実態に合った法人制度が存在しない。

そのため、一部では、やむを得ず既存の法人形態である企業組合やN P O 法人などを利用して事業が実施されているが、これらの法人は出資や営利性の点で協同労働の実態に合わず、利用しづらいとの声がある。

そこで、本法は、新たな法人形態として、「組合員が出資し、それぞれの意見を反映して組合の事業が行われ、組合員自らが事業に従事すること」を基本原理とする組織である「労働者協同組合」を法制化するものである。

これにより、多様な就労の機会が創出されるとともに、地域における多様な需要に応じた事業の実施が促進され、ひいては持続可能で活力ある地域社会の実現に資するものと考えられる。

(2) 概要

労働者協同組合は、「組合員が出資し、それぞれの意見を反映して組合の事業が行われ、組合員自らが事業に従事すること」を基本原理とする組織であって、地域に貢献し、地域課題を解決することを目指したものであり、出資配当を認めない非営利の法人である。

労働者協同組合制度の概要として、

- ① 組合の基本原理に基づき、組合員は、加入に際し出資をし、組合の事業に従事する者とすること、
- ② 出資配当は認めず、剰余金の配当は、従事分量によること、
- ③ 組合は、組合員と労働契約を締結すること、
- ④ そのほか、理事・監事等の役員、総会等の機関、行政庁による監督などを法律上規定している。

労働者協同組合法の概要

The diagram illustrates the basic principles and structure of the Labor Cooperative Law. At the top, it states: "生活との調和を保ちつつ、豊富・能力に応じて貢献する組合が必ずしも十分に確保されていない現状等" (The current situation where a harmonious life and sufficient contribution are not always ensured). Below this is a title bar with the text "労働者協同組合法について". A central box contains the text: "組合員が出資し、それぞれの意見を反映して組合の事業が行われ、組合員自らが事業に従事することを「基本原理」とする組織" (An organization where members contribute capital and their opinions are reflected, and members themselves engage in the business, known as the 'basic principle'). To the left is an icon of three people, and to the right are icons of a man and a woman. Below this is a section titled "組合を運営して" (Operating the cooperative) with two sub-points: "各種の能力の組合の運営" (Operation by various abilities) and "地域における重要な課題に取り組む事業の実施" (Implementation of operations addressing important regional issues). At the bottom right is a box listing the "法律の特徴" (Characteristics of the law):

- 公的・協同組織（組合形態）
- 非営利法人（非営利原則）
- 組合員の主権（組合員の主権原則）
- 出資・運営の透明性（運営の透明性原則、開示の原則と監査権、検討の原則と監督権）
- 司法・監査権の充実（第三章有効）

A blue bar at the bottom reads "持続可能で活力ある地域社会の実現" (Achieving a sustainable and vibrant regional society).

1 法制化の必要性

- 持続可能で活力ある地域社会を実現するため、出資・意見反映・労働が一体となった組織であって、地域に貢献し、地域課題を解決するための非営利の法人を、簡便に設立できる制度が求められている。
- 現行法上、このような性質を備えた法人形態は存在しないため、新たな法人形態を法制化する必要がある。

	企業組合	NPO法人	労働者協同組合
出資	○	×	○
設立	認可主義	認証主義	準則主義

2 労働者協同組合法のポイント

- 組合の基本原理に基づき、組合員は、加入に際し出資をし、組合の事業に従事する者とする。
- 出資配当は認めない（非営利性）。剰余金の配当は、従事分量による。
- 組合は、組合員と労働契約を締結する（組合による労働法規の遵守）。
- その他、定款、役員等（理事、監事・組合員監査会）、総会、行政庁による監督、企業組合又はNPO法人からの組織変更、検討条項（施行後5年）等に関する規定を置く。

第2 総論

1 労働者協同組合の事業・組合員

労働者協同組合の行うことができる事業（法第7条）

○ 事業の種類

持続可能で活力ある地域社会の実現に資することを目的とする事業であれば実施可能（法第7条第1項）。なお、この場合であっても、例えば、介護保険事業など、許認可等が必要な事業についてはその規制を受ける。

一方で、労働者派遣事業その他の組合がその目的に照らして行うことが適当でないものとして政令で定める事業は行うことができない（法第7条第2項）。現在、政令では、労働者派遣事業のみを規定している。労働者派遣事業は、他人の指揮命令を受けて当該他人のために労働に従事させる事業であり、組合の基本原理に反するものであるため。また、労働者派遣事業を行う者を子会社にすることは、法の趣旨に反する脱法的な運用であり、厳に避けるべきものであること。

○ 非営利

組合は営利を目的として事業を行ってはならないことが組合要件（法第3条第2項）として規定されている。「営利を目的としない」とは一般的に様々な意味があり、①出資の持分に応じた剩余金の分配を目的としないという意味や、②利益を追求しないことや収益事業を行わないといった意味で使われるが、「労働者協同組合は営利を目的としない」と説明する場合は①の意味で用いられる（法第77条第2項）。

○ 組合員による組合の行う事業への従事

組合の基本原理を踏まえると、本来、全ての組合員が組合の行う事業に従事することが適当であるが、しかし、実際の必要性に鑑み、基本原理を損なわない範囲内において組合の事業活動に柔軟性を持たせている。すなわち、「総組合員の5分の4以上の数の組合員は、組合の行う事業に従事しなければならない」（5分の4要件）（法第8条第1項）と、「組合の行う事業に従事する者の4分の3以上は、組合員でなければならない」（4分の3要件）（法第8条第2項）。

組合員（組合員のうち4分の3以上が被雇用者）



総組合員の5分の1以下の数の組合員が組合の行う事業に従事しないことが許容されている趣旨は、育児や介護等の家庭等の事情により一時的に組合の行う事業に従事できない組合員が引き続き組合員の資格を継続することを認めることにあること。また、組合の行う事

業に従事する者の4分の1以下が組合員以外であることが許容されている趣旨は、業務の繁忙期における人手不足に対応するため一時的に組合員以外の者が組合の行う事業に従事すること、出資金を分割して払い込む者が当該払込みの完了までの間、組合の行う事業に従事すること等を認めることにより、組合の事業活動に柔軟性を持たせることにあること。なお、組合は、事業を行うに当たり組合員の意見が適切に反映されることを基本原理とする組織であり、臨時的に組合の行う事業に従事する者について、組合員の資格を与えないまま、永続的に事業に従事させることは想定されていない。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)に基づく就労継続支援A型事業を実施する組合においては、利用者については、当分の間、事業従事者に関する人数要件において算定の対象とはしないこととしている(法附則第3条)。この趣旨は、就労継続支援に従事する従業者と、就労継続支援を受けて生産活動等に従事する事業の利用者とともに「組合の行う事業に従事する者」に該当することから、4分の3要件における算定の対象とした場合、利用者であって組合の組合員でない者の人数が事業従事者の4分の1を超えることができず、就労継続支援の利用が実質的に制限されることとなるため。国会審議において、この規定の趣旨は、組合においても就労継続支援A型事業が滞りなく行えるよう、あくまで法第8条2項の規定に関する計算上の扱いを定めるものであり、障害者を差別するような性質のものではないことが確認されている。

労働者協同組合の組合員（法第6条、第9条～第21条）

○ 資格（定款で定める個人）

組合の組合員たる資格を有する者は、定款で定める個人とし、法人組合員は認められない(法第6条)。組合員自らその事業に従事するとの組合の基本原理の趣旨に反するため。定款事項としては、組合の事業に関する経験を有することなどが想定される。例えば、建築を目的とする組合であれば、大工工事等の経験者などが想定される。

○ 出資（組合員は出資一口以上、出資一口の金額は均一、一組合員の出資口数は、出資総口数の100分の25以下、組合員の責任は出資額を限度）

組合員は、出資一口以上を有しなければならない(法第9条第1項)。これは、基本原理の一つである出資原則からの当然の要請であり、労働者協同組合においては、出資をせずに組合員となることは認められない。他の組合員とともに意見を出し合いながら働く場を組合員自身で作るという組合の性格に鑑みれば、全ての組合員が組合の事業に必要な財産的基礎について一定の拠出を行うべきであるため。

一組合員の出資口数は、原則として出資総口数の「100分の25」を超えることができない(法第9条第3項)。これは、組合員はその出資口数にかかわらず平等に議決権・選挙権を有するが、無制限に出資口数の保有を認めると事実上その者の影響力が増し、この平等の原則が崩れかねないこと、また、多くの出資口数を持つ組合員が脱退した場合、直ちに組合の事業が立ち行かなくなるおそれがあることから設けられた規定。なお、組合員の脱退に伴う一定の場合には、例外的に、総会の特別議決に基づく組合の承諾を得て、総口数の「100分の35」に相当する出資口数まで保有することが可能(法第9条第3項)。これにより、組合

財産の維持と組合員の平等の確保の要請との均衡が図られている。また、組合員の数が3人以下の組合の組合員の出資口数については、適用しないこととされている（法第9条第4項）。

組合員の持分は、譲渡することができない（法第13条）。組合の基本原理や、組合員の資格を定款で定める個人とすること（法第6条）に現れているように、組合は、組合員同士の間の信頼関係に基づく人的結合の強い組織であり、その性質上、持分の譲渡はなじまないと考えに基づくもの。

組合の出資金は、組合が事業を行うための資金となるもので、組合は組合員に出資金自体を返還する必要はないものとされているため、組合員が脱退した場合であっても、出資金自体は返還されない。脱退した組合員は、組合に対し、その払込済出資額を限度として、その持分の全部又は一部の払戻しを請求することができ、これに応じて、組合は組合員へ払い戻すこととなる（法第16条第1項）。持分の計算は、当該組合員が脱退した事業年度末における組合財産によって定めることとなるため、払戻は通常総会で脱退した事業年度に関する決算書類が承認されて以降に行われることとなる。持分の払戻請求権は、脱退の時から2年間で時効によって消滅する（法第17条）。なお、組合が破産した場合、組合の財産を清算することとなるが、組合の債務を弁済してなお残余財産があるときは、組合員は持分に応じた分配を受けることができる。組合員の残余財産分配請求権が他の債権に劣後するのは、組合員は組合員となる際に組合に対して出資をする義務を負い、出資額の限度で責任を負うため（法第9条第5項）。

○ 議決権及び選挙権（一人一個）

各組合員は、出資口数にかかわらず、各一個の議決権及び役員又は総代の選挙権を有する（法第11条第1項）。

「組合との間で労働契約を締結する組合員が総組合員の議決権の過半数を保有」していることが組合要件（法第3条2項）の一つとされているが、これは、組合の意思決定が労働契約を締結して事業に従事する組合員の手に委ねられるべきであることを議決権の数の上で明確にしている。

○ 加入（組合員たる資格を有する者は、正当な理由がないのに加入を拒まれないこと）

組合への加入の自由は重要な協同組合の原則の一つであり、組合は、組合員としての資格を有する者が組合に加入しようとするとき、「正当な理由」がないにもかかわらずその加入を拒否したり、現在の組合員が加入の際に付されたよりも困難な条件を付してはならない（法第12条第1項）。

任意加入が協同組合の普遍的な要件の一つであることを踏まえれば、組合が加入を拒否することができる場合は、慎重に判断される必要がある。したがって、「正当な理由」に該当するかについては、加入の自由が不当に害されることのないように留意すること。「正当な理由」に該当し得るのは、例えば、加入希望者側の事情として、①除名事由に該当する行為を現にしているか、することが客観的にみて明らかであること、②加入申込前に外部から組合の活動を妨害していたような者であること、組合側の事情として、受入能力が不足していること（人手の充足）、加入を認めると組合の円滑な事業活動や組織運営に支障をきたすこ

とが予想されること等が挙げられる。

組合に加入しようとする者は、組合の承諾を得た上で、引き受けた出資口数に応じた金額の払込みを完了した時に組合員となる（法第 12 条 2 項）。

○ 脱退（自由脱退、法定脱退（組合員たる資格の喪失、死亡、除名））

組合員は、90 日前までに予告し、事業年度末において自由脱退することができる（法第 14 条）。法定脱退事由としては、組合員たる資格の喪失、死亡、除名が規定されている（法第 15 条第 1 項）。

組合員の地位に最も重大な影響を与えるのが「除名」であり、除名に当たっては、それが濫用的なものにならないよう、慎重かつ厳格な手続をとる必要がある。すなわち、組合は、該当の組合員に総会の日の 10 日前までに通知し、かつ、総会において弁明する機会を付与した上で、総会の特別議決（組合員の半数以上が出席し、その議決権の三分の二以上の多数による議決）によらなければ、除名することはできない（法第 15 条第 2 項）。

除名事由は、①長期間にわたって組合の行う事業に従事しない場合、②出資の払込みその他組合に対する義務を怠った場合、③定款事由に該当する場合に限定されている（法第 15 条 2 項各号）。

①「長期間にわたって組合の行う事業に従事しない場合」について、出資のみを行い組合の行う事業に従事しない組合員をはじめ、長期間にわたって組合の行う事業に従事しておらず、もはや従事の意思がないと認められる組合員については、事業従事の基本原理を満たさないため、除名事由としている。もっとも、組合員が、様々な事情により一時的に組合の行う事業に従事できなくなることは想定され得る（法第 8 条第 1 項参照）。そこで、一度又は短期間、事業に従事しなかったことのみを理由として恣意的に除名されることを防止する趣旨で、「長期間にわたって」と規定されている。どの程度の期間が「長期間」に該当するかについては、組合の行う事業の態様や組合員への事業分担の状況等、個別具体的な事情に応じて判断される。

②「出資の払込みその他組合に対する義務を怠った場合」について、「出資の払込み」は、出資一口の金額を増加する場合等をいい、加入の際の出資の払込みについては、完了しなければそもそも組合員の地位を取得できない（法第 12 条 2 項）。

③「定款事由に該当する場合」について、定款事由としては、組合の存立に重大な影響を与える行為、例えば、組合運営の妨害行為、犯罪その他組合の信用を失墜させる行為などが想定されるが、定款においてその内容が具体的に規定されることが望ましい。

○ 労働契約の締結（組合は、事業に従事する組合員との間で、労働契約を締結）

組合は、その行う事業に従事する組合員を労働者として保護する観点から、一定の者を除き、組合員との間で、労働契約を締結しなければならない（法第 20 条第 1 項）。

組合員には、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）、最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）、労働組合法（昭和 24 年法律第 174 号）等の労働関係法令が基本的に適用されることとなるが、これらの具体的な適用に当たっては、具体的な個々の実態に応じて、各労働関係法令に定める労働者に該当するか否か等が判断されるものである。その際には、法に労働契約

締結義務が規定されていることも勘案されるものと考えられる。また、法第1条に規定する「組合員自らが事業に従事する」の趣旨は、組合員が事業者であることを意味するものではなく、組合が事業者であり、個々の組合員は組合と労働契約を締結して組合の事業に従事する者であることに留意すること。

労働契約の締結対象から除かれる者は、①組合の業務を執行する組合員（代表理事）、②理事の職務のみを行う組合員（専任理事）、③監事である組合員（法第20条第1項各号）である。その趣旨は、①代表理事・②専任理事については、組合と委任契約を締結して業務に当たっており（法第34条）、いわば使用者側の立場であること、③監事については、監査の独立性を担保する必要があることが挙げられる。

なお、形式上は専任理事として任命されながら、実態は代表理事の指揮命令に従っており、人事権や予算執行権がない者について、専任理事といいながら実態として労働契約を締結せずに組合の事業に従事させる事態は、法第20条に違反する。また、専任理事を理事の職務以外の事業に従事させることは、法第20条に違反するものであり、専務理事を理事の職務以外の事業に従事させる場合には、当該理事との間で労働契約を締結することが必要である。

その他、組合員としての地位と労働契約の関係については、本来、組合の各構成員が組合員としての地位を有することと労働者としての地位を有することとは別個の問題であるが、労働者協同組合においては、組合員が組合の行う事業に従事することは基本原理の一つとされ、二つの地位が密接に関連しているため、組合が特定の組合員との労働契約を終了させることを企図し、恣意的にその組合員を脱退させるといった事態を防ぐため、死亡による法定脱退を除き、組合員の脱退は、労働契約を終了させるものと解してはならない（法第20条第2項）。また、組合において組合員として権利を行使することが、労働者としての地位を脅かすこともあることはない。そのため、組合員（組合員であった者を含む）であって労働者として組合の事業に従事するものが、議決権等の行使、脱退その他の組合員の資格に基づく行為をした場合に、それを理由として解雇その他の労働関係上の不利益な取扱いをしてはならないこととしている（法第21条）。

2 労働者協同組合設立までの流れ

<根拠法・条文等>

- ① 発起人（組合員になる意思のある者）を3人以上集める
・定款、事業計画、収支予算の作成

(法第22条)

- ① 創立総会の開催の日時、場所、定款の公告
(会議開催日の少なくとも2週間前まで)

(法第23条第1項・
第2項)

- ② 創立総会の開催
・定款の承認、事業計画、収支予算、役員の選任などを議決し、
又は役員選挙を行い、議事録を作成する。
・組合員たる資格を有する者でその会日までの発起人に対して設
立の同意を申し出たものの半数以上が出席して、その議決権の
3分の2以上の多数による決議を必要とする。
・創立総会で理事が選任された以降に理事会を開催し代表理事を
選定する。その他、定款に代表理事の氏名（最初の代表理事に
限る）を直接記載する方法等もある。

(法第23条第3～7項、
第32条第3項ただし書・
第12項)

- ③ 発起人から理事へ事務引継

(法第24条)

- ④ 出資の第1回の払込み

(法第25条)

(次ページへ続く)

<根拠法・条文等>

⑤ 設立の登記

出資の第1回の払込みの終了から2週間以内に、主たる事務所の所在地を管轄する法務局で設立の登記をすることで**組合が成立**する。

※登記の際に必要な資料などについては、事前に最寄りの法務局へ相談することが望ましい。

※登記事務の取扱いについて、法務省から法務局等へ示された通知文についても参考されたい。(令和4年9月21日法務省民商第439号「労働者協同組合法等の施行に伴う法人登記事務の取扱いについて(通知)」

<https://www.moj.go.jp/content/001381759.pdf>)

(法第26条、
組合等登記令第2条)



⑥ 行政庁への成立の届出

組合成立後2週間以内に、登記事項証明書、定款、役員の氏名及び住所を記載した書面を添えた成立届書を行政庁(主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事)に届出

(法第27条、132条、
則第5条各号)

3 労働者協同組合の管理・運営

組合の定款・規約（法第 29 条及び第 30 条）

定款

定款とは組合の最高規範であり、記載事項は、以下のようにになっている（法第 29 条）。定款の変更は、総会において、総組合員の半数以上が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上の多数によって議決する手続きが必要（法第 63 条及び第 65 条）。また、定款変更後は、変更の日から 2 週間以内に、行政庁への届出（法第 63 条第 3 項）が必要。さらに、定款変更の内容が登記事項にかかわるものであれば、変更の日から 2 週間以内に変更登記も必要（組合等登記令（昭和 39 年政令第 29 号）第 3 条）。

絶対的必要記載事項

以下の事項についてはすべての組合が、必ず記載しなければならない。

- ・事業
- ・名称
- ・事業を行う都道府県の区域
- ・事務所の所在地
- ・組合員たる資格に関する規定
- ・組合員の加入及び脱退に関する規定
- ・出資一口の金額及びその払込みの方法
- ・剰余金の処分及び損失の処理に関する規定
- ・準備金の額及びその積立ての方法
- ・就労創出等積立金に関する規定
- ・教育繰越金に関する規定
- ・組合員の意見を反映させる方策に関する規定
- ・役員の定数及びその選挙又は選任に関する規定
- ・事業年度
- ・公告方法

相対的必要記載事項

以下に当てはまる組合が、必ず記載しなければならない事項

- ・組合の存続期間又は解散の事由を定めたときはその期間又はその事由
 - ・現物出資をする者を定めたときはその者の氏名、出資の目的たる財産及びその価格並びにこれに対して与える出資口数
 - ・組合の成立後に譲り受けることを約した財産がある場合にはその財産、その価格及び譲渡人の氏名
 - ・特定非営利活動法人の組織変更後の組合は、組織変更時財産額
 - ・特定非営利活動法人の組織変更後の組合は、特定残余財産の処分に関する事項
- 必要記載事項を欠くと定款は無効となる。

任意記載事項

組合は定款で、上記以外に任意の事項を定めることができる。

上記のとおり、組合の組織や業務運営の基本的規則である定款には、会社や他の協同組合と共に通する事項のほか、労働者協同組合法に特徴的な事項を記載する必要があり、このうち特徴的な記載事項の趣旨は次のとおり。

「事業を行う都道府県の区域」については、組合が、持続可能で活力ある地域社会の実現に資するという目的を持つことを踏まえ、その活動する区域を明らかにするもの。都道府県は一つに限定されるものではなく、仮に全国で活動する組合であれば、全ての都道府県を記載することが想定される。

「組合員の意見を反映させる方策に関する規定」については、組合の基本原理の一つである意見反映原則を担保する趣旨。組合員それぞれの意見をどのように集めるのか、出てきた意見はどう集約していくのかといった点について、各組合の状況を踏まえて定めることが想定される。例えば、会議において意見を集約するのであれば、開催方法、開催の時期・頻度、最終的な意思決定の方法などが、日常的に意見を集約するのであれば、意見箱の設置などその具体的な方法が定款に記載されることが期待される。

規約

規約は、定款で定めなければならない事項を除いて、定款を補完するものとして、以下の事項について定めることができる。規約の設定、変更又は廃止は、総会で議決する手続きが必要（法第 63 条）。なお、規約の変更事由のうち、「条項の移動等当該法令に規定する内容の実質的な変更を伴わない関係法令の改正に伴う規定の整理」に係るものについては、定款に、総会の議決を経ることを要しない事項の範囲及び当該変更の内容の組合員に対する通知、公告その他の周知の方法を定めておくことで、総会の議決を経ることを要しないものとすることができる（法第 63 条第 2 項及び則第 66 条）。

- ・ 総会又は総代会に関する規定
- ・ 業務の執行及び会計に関する規定
- ・ 役員に関する規定
- ・ 組合員に関する規定
- ・ その他必要な事項

組合の機関（法第32条～第71条）

労働者協同組合の意思決定や業務の執行を行うために、総会、理事会等の組織が定められている。



総会

総会は、すべての組合員で構成する組合の基本原理を具体化する機関であり、組合における最高意思決定機関。総会の種類には、通常総会、臨時総会がある。通常総会は、毎事業年度一回招集（法第58条）。臨時総会は、必要があるときはいつでも招集することが可能（法第59条）。総会の招集は、会日の10日（これを下回る期間を定款で定めた場合にあっては、その期間）前までに、会議の目的である事項を示し、定款で定めた方法に従ってしなければならない（法第61条第1項）が、組合員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することも可能（法第61条第3項）。また、組合員が総組合員の5分の1以上の同意を得て総会の招集を請求することも可能、この場合には、理事会は20日以内に臨時総会を招集しなければならない（法第59条第2項）。また、請求をした日から10日以内に理事が総会招集の手続をしないときは、行政庁の承認を得て総会を招集することができる（法第60条）。10日以内とされている理由は、総会の招集通知は会日の10日前までに行う必要があるため、当該請求日から10日を経過すると20日以内に招集しないことが明らかになるため。

総会の議決事項は、以下のようになっている。

法定議決事項：定款の変更・組合の解散又は合併・組合員の除名・事業の全部の譲渡・一定の事情のもと、特定の組合員について出資口数持ち上限を超える承諾・一定の役員に関する、役員の組合に対する損害賠償責任の免除・新設合併設立委員の選任・規約の設定、変更又は廃止・毎事業年度の収支予算及び事業計画の設定又は変更・組合の子会社の株式又は持分の全部又は一部の譲渡・労働者協同組合連合会への加入又は脱退

任意議決事項：その他定款で定める事項

総会の特別の議決事項（総組合員の半数以上が出席し、その議決権の3分の2以上の多数による議決を必要とする事項）は、上記の下線を引いた7つの事項。この他は、定款若しくは規約に特別の定めがある場合を除いて、議決事項は、出席者の議決権の過半数で決し、可否同数

のときは、議長の決するところによる（法第 64 条）。

理事による総会への報告事項は、以下のようにになっている（法第 66 条）。

①通常総会

- ・各事業年度に係る組合員の意見を反映させる方策の実施の状況及びその結果

②事由が生じた後最初に招集される総会に報告

- ・就業規則の作成（当該就業規則の内容）
- ・就業規則の変更（当該変更の内容）
- ・労働協約の締結（当該労働協約の内容）
- ・労働基準法第 4 章に規定する協定の締結又は委員会の決議（当該協定又は当該決議の内容）

①の意見反映に関する報告事項については、組合の基本原理の一つである意見反映原則を担保するため、この方策に基づき組合員それぞれが出した意見がどのように反映されたかを全ての組合員が確実に共有することができるようとする趣旨。②の労働条件関係の報告事項については、組合員は組合と労働契約を締結することとされており（法第 20 条 1 項）、就業規則の作成等は組合員にとって重大な関心事項であり、組合員への周知の徹底を図るために、総会への報告を義務付けたもの。なお、この規定に基づく報告により、各作業場単位での就業規則等の周知義務（労働基準法第 106 条第 1 項）を免除する趣旨ではない。

通常総会	事由が生じた後最初に招集される総会	議長の権限
<ul style="list-style-type: none">（總務監査事項 ・特種監査事項と同下記事項）・報酬改定、重要文書廃止・職務運営の権限を予算執行書 裏付書に設定又は変更・賃金改定手続の権限又は賃料 の支拂いは一箇月遅滞・労働基準法組合運営会への取 扱いは説明・会員の請求又は通知・總務監査による権限・決算書による権限・決算書による権限の承認・決算書による権限の承認・その他・定款で定める社員事項	<ul style="list-style-type: none">組合員の半数以上が出席し、その うち賛成の三分の一以上の多数による 議決が必要な事項は以下のア点です。 （議題の審査） （組合の解散又は合併） （組合員の権利） （事業の運営の権利） （一定の事項のうち、特定の組合員 について出面口頭意見を上場を越え て承認） （一定の権利に堪する、役員の組合 に対する忠誠義務と責任の免除） （解散時清算物の委員会の選出）	<ul style="list-style-type: none">職務の権限において理事会が裁量し なければならぬ事項は以下の 二点です。 （通常総会での報告事項）<ul style="list-style-type: none">・各事業年度に係る組合員の意 見を反映させる方策の実施の 状況及びその結果 （事由が生じた後最初に招集 される総会での報告事項）<ul style="list-style-type: none">・就業規則の作成、変更の内 容・労働協約の締結の内 容・労働基準法第 4 章に規定する 協定の締結又は委員会の決議 の内容）

総代会

組合員の総数が 200 人を超える組合は、定款で定めるところにより、総会に代わるべき総代会を設けることができる（法第 71 条第 1 項）。多数の組合員が所属する組合については、会場の確保など物理的に開催が困難な場合も想定されることに鑑み、総会に代わる意思決定の場

を設けることを可能にするもの。総代会は、原則として、総会と同等の権限を有する（法第 71 条第 6 項）が、総代の選挙を行うことはできないほか、組合の解散又は合併等の重要事項については議決することができない（法第 71 条第 7 項）。

総代は、組合員のうちからその住所等に応じて公平に選挙されなければならない（法第 71 条第 2 項）。住所は地理的な公平性を示すものであり、他には、例えば組合が複数の事業を行っている場合には各事業の従事者が総代になることが望ましいと考えられる。総代の定数は、その選挙の時における組合員の総数の 10 分の 1（組合員の総数が 2 千人を超える組合にあっては 200 人）を下ってはならない（法第 71 条第 3 項）。定数の下限を定める一方で、総代の人数が多くなりすぎると総会と同様の問題が生じることが想定されることから、総代会を設けることができる組合員の総数を超えない範囲にとどめたもの。

理事

理事は理事会を組織し、総会での議決事項を前提に、その個別具体的な業務執行について決定すること等を任務とする。理事は組合員の中から定数 3 人以上を総会において選挙又は議決により選任する（法第 32 条第 3 項、第 12 項）。理事は組合員でなければならず（法第 32 条第 4 項）、いわゆる外部理事は認められていない。これは、出資をせず、かつ、理事の職務以外の事業に従事することが想定されていない外部理事が組合の業務執行に関わることは、組合の基本原理の趣旨に反するため。各組合における役員の定数については、定款の必要的記載事項であり、組合自治の下、各組合において判断するものであること。ただし、組合の事業に全く従事しない専任理事が組合員の半数を占める等、極端に多くの組合員を役員にすることは、当該役員が、法第 20 条（組合は、代表理事、専任理事及び監事を除き、その行う事業に従事する組合員との間で、労働契約を締結しなければならない。）に反し労働契約を締結することなく組合の事業に従事するおそれがあるため、総組合員数が少ない組合や組織運営の実情等やむを得ない理由のある組合を除き、役員の定数は総組合員数の 1 割を超えることがないようになることが望ましいこと。

理事の任期は 2 年以内の定款で定める期間（法第 36 条第 1 項）。組合と役員（理事及び監事）との関係は、委任に関する規定に従う（法第 34 条）ため、民法上の委任の規定が適用される。役員は任期満了前であっても、自らの意思で組合との委任契約を解除することにより辞任できるものの、辞任は、将来に向かってのみその効力を生じ、また、組合にとって不利な時期等での辞任については、組合に対する損害賠償の請求対象となりうる。また、辞任した役員は、新たに選任された役員が就任するまで、なお役員としての権利義務を有することとなる点に留意されたい（法第 37 条）。

また、組合員は、総組合員の 5 分の 1 以上の連署をもって、役員の改選を請求することができ、総会において出席者の過半数の同意があったときは、その役員は失職する（法第 53 条第 1 項）。

理事会は、理事の中から業務執行権を有する代表理事を選定する（法第 42 条）。代表理事は 1 人に限られず、複数選定することも可能。

理事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として組合から受ける財産上の利益（報酬等）についての次に掲げる事項は、定款に定めていないときは、総会の決議によって定めることとな

る。

- ・報酬等のうち額が確定しているものについては、その額
- ・報酬等のうち額が確定していないものについては、その具体的な算定方法
- ・報酬等のうち金銭でないものについては、その具体的な内容

総額を定めることも、各理事の額を定めることも可能。総額のみの場合の配分については、理事会で報酬規程を定めて運用することが考えられる。なお、上記事項を定め、又はこれを改定する議案を総会に提出した理事は、当該総会において、当該事項を相当とする理由を説明する必要がある（法第 38 条第 3 項、会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 361 条）。

役員の適正な職務執行の確保の観点から、役員は、①組合に対する任務懈怠に基づく損害賠償責任（任務懈怠責任）（法第 45 条）、②組合や第三者に対する損害賠償責任（不法行為責任）（法第 46 条）を負う。役員が上記の損害賠償責任を負う場合において、他の役員もその損害賠償責任を負うときにはこれらの役員は連帯債務者となるため、それぞれが債務全額を履行する義務を負う（法第 47 条）。このほか、民法上の不法行為責任も負う。

組合と役員の関係は委任に関する規定に従うこととされているため、役員は組合に対して、善良なる管理者の注意をもって職務を執行する義務（善管注意義務）を負っている（法第 34 条、民法第 644 条）。加えて、理事は、法令、定款及び規約並びに総会の決議を遵守し、組合のため忠実にその職務を行わなければならない（忠実義務）（法第 38 条 1 項）。

理事は理事会を組織し、個別具体的な業務執行について決定すること等を任務としており、理事個人としての職責や、また、理事会の構成員として代表理事の執行を監視する職責を担っている。

役員がこれらの義務に違反したとき、例えば、理事が定款違反の行為を行った場合には、忠実義務違反となるため、「役員」が「任務を怠ったとき」に当たる。役員が任務を怠り、任務を怠ったことによって組合に損害が生じた場合は、理事は組合に対する損害賠償責任（任務懈怠責任）を負う（法第 45 条第 1 項）。任務懈怠責任は、組合員全員の同意があれば免除可能（法第 45 条第 4 項）。また、責任を負う役員が職務を行うにつき善意、かつ、重大な過失がないときは、総会の特別の議決により、責任の一部免除をすることが可能。ただし、役員の区分に応じて定められた最低責任限度額については、免除することができない（法第 45 条第 5 項各号、法第 65 条第 6 号）。役員による任務懈怠行為がなされる前に、定款において、理事会決議による責任の一部免除を定めておくことも可能（法第 45 条 9 項、会社法第 426 条 1 項）。具体的には、定款に、「役員の任務懈怠の責任であること、役員が職務を行うにつき善意かつ重大な過失がないこと、及び、責任の原因となった事実の内容、当該役員の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときであることのすべての要件を満たした場合に、労働者協同組合法第 45 条第 5 項により一部免除ができる」と定めることとなる。なお、理事の責任を限定する旨の定款変更である場合には総会提出前に、責任の免除を理事会で決議するときには理事会提出前に、各監事の同意を得る必要がある（法第 45 条第 7 項及び第 9 項、会社法第 426 条第 2 項）。また、監事による任務懈怠行為がなされる前に、定款において、監事と組合との間で責任限定契約を締結できる旨を定めておくことも可能（法第 45 条第 9 項、会社法第 426 条及び第 427 条 1 項）。具体的には、定款に「監事の任務懈怠責任について、監事が職務を行うにつ

き善意かつ重大な過失がないときは、定款で定めた額の範囲内であらかじめ組合が定めた額と最低責任限度額（労働者協同組合法第45条第5項において一部免除をすることができないとされている額）とのいずれか高い額を限度として監事が賠償責任を負う旨の契約を組合との間で締結することができる」と定めることとなる。

役員は、組合以外の第三者とは委任関係にないものの、その職務を行うについて悪意又は重大な過失があったときは、第三者保護の見地から、これによって第三者に生じた損害を賠償する責任を負う（法第46条第1項）。また、虚偽の情報開示はそれを信頼した第三者を害する危険が大きいため、理事又は監事はそれぞれ以下の行為をしたときは、これによって第三者に生じた損害を賠償する責任を負うこととされている。責任を負うべき理事又は監事が虚偽の記載等をしたことについて注意を怠らなかったことを証明しない限り、責任を免れることはできない（法第46条第2項）。

- ・理事（法第46条第2項第1号）

- 以下の①～③の行為

- ① 決算関係書類に記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録
 - ② 虚偽の登記
 - ③ 虚偽の公告

- ・監事（法第46条第2項第2号）

- 監査報告に記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録

こうした責任等に関連して、組合と役員との間で、役員に対して以下の費用等の全部又は一部を当該組合が補償する旨の契約（補償契約）をすることができる。

- ① 当該役員が、その職務の執行に関し、法令の規定に違反したことが疑われ、又は責任の追及に係る請求を受けたことに対処するために支出する費用
- ② 当該役員が、その職務の執行に関し、第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合における次に掲げる損失
 - ・当該損害を当該役員が賠償することにより生ずる損失
 - ・当該損害の賠償に関する紛争について当事者間に和解が成立したときは、当該役員が当該和解に基づく金銭を支払うことにより生ずる損失

上記の補償契約の内容の決定には、理事会の決議が必要（法第48条第1項）。ただし、補償契約の当事者となる理事は補償契約の内容を決定する理事会決議について特別の利害関係を有するため、議決に加わることはできない（法第40条第2項）。複数の役員について補償契約を締結する場合は、個別の補償契約毎に決議を行うことが考えられる。

組合が補償できる範囲には一定の制限がある（法第48条第2項）。例えば、役員がその職務を行うにつき悪意または重大な過失があったことにより第三者に対する損害賠償責任を負う場合に生じた賠償金と和解金については、補償契約の内容にかかわらず、組合が補償することはできない。

理事会

理事会は、すべての理事で構成する業務執行決定機関であり、定款で理事会に委任された

事項や総会での議決事項を前提に、その個別具体的な業務執行について議決する。理事会は、各理事が招集する。ただし、理事会を招集する理事を定款又は理事会で定めたときは、その理事が招集する。この場合に、各理事は招集権者に対し、理事会の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。この請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした理事は、理事会を招集することができる。理事会の日の 1 週間（これを下回る期間を定款で定めた場合にあっては、その期間）前までに、各理事及び各監事に対してその通知を発しなければならない。ただし、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することが可能（法第 40 条第 6 項、会社法第 366 条、第 368 条）。

理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数（これを上回る割合を定款又は規約で定めた場合にあっては、その割合以上）が出席し、その過半数（これを上回る割合を定款又は規約で定めた場合にあっては、その割合以上）をもって行う。決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない（法第 40 条）。また、法定議決事項としては以下のようになっている。

法定議決事項：代表理事の選定・理事の自己契約等、利益相反取引の承認・組合が役員の組合及び第三者に対する損害賠償にかかる費用を補償する契約の内容の決定・役員のために締結される保険契約の内容の決定・監事の監査を受けた決算関係書類及び事業報告書並びにこれらの附属明細書の承認・総会の招集

理事会への報告事項は、以下のようになっている。

- ・理事が行った自己契約等の取引に関する重要な事実
- ・補償契約に基づいて行った補償についての重要な事実

監事

監事は、理事の職務の執行を監査し、監査報告を作成する義務を負う（法第 38 条第 2 項）。監事は、いつでも、理事その他の使用人に対して事業の報告を求め、又は組合の業務及び財産の状況の調査をすることができる。また、監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならず、必要があると認めるときは、理事に対し、理事会の招集を請求することができる。（法第 38 条第 3 項、会社法第 381 条、第 382 条、第 383 条）。

監事の任期は 4 年以内の定款で定める期間（法第 36 条第 2 項）。適切な監査を確保するため、監事は、理事・組合の使用人（役員以外の組合員）と兼職してはならない（法第 43 条）。なお、少人数の組合では、後述するように、組合員監査会制度を利用することができる。

また、原則として、組合員の総数が 1 千人を超える組合では、監査の適法性を確保するため、少なくとも一人の外部監事を置くことが義務付けられている（法第 32 条第 5 項）。この点、理事の場合は外部理事が禁止されていることとは趣旨が異なることに留意されたい。

理事は、監事の選任に関する議案を総会に提出するには、監事（監事が二人以上ある場合にあっては、その過半数）の同意を得なければならない。また、監事は、理事に対し、監事の選任を総会の目的とすること又は監事の選任に関する議案を総会に提出することを請求することができる（法第 38 条第 3 項、会社法第 343 条）。監事は、総会において、監事の選任若しくは解任又は辞任について意見を述べることができ、監事を辞任した者は、辞任後最初に招集される総会に出席して、辞任した旨及びその理由を述べることができる（法第 38 条第 3 項、会社法第 344 条）。

報酬等は、定款にその額を定めていないときは、総会の決議によって定めることとなる。総額を定めることも、各監事の額を定めることも可能であるが、総額のみの場合の配分については、監事の協議によって定めることとなる。なお、監事は、総会において、監事の報酬等について意見を述べることができる（法第 38 条第 3 項、会社法第 387 条）。

その他、役員としての責任等は上記理事の項に記載したとおり。

組合員監査会

組合員の総数が 20 人を超えない組織に限り、監事を置かない代わりに、理事以外の全ての組合員で組織する「組合員監査会（監査会）」を設け（法第 54 条第 1 項）、理事の職務執行を監査することができる（法第 54 条第 3 項）。監査会を組織する組合員（監査会員）は、3 人以上でなければならない（法第 54 条第 2 項）。これは、理事の定数が 3 人以上であることを踏まえ（法第 32 条第 2 項）、監査を行う組合員側と監査を受ける理事側との数的な均衡を図る趣旨。よって、監査会を設けることができる組合における最小の組合員数は 6 人となる。

監査会では、馴れ合い的な監査となることを防止するため、監査結果として監査報告を作成し（法第 54 条第 3 項）、一定期間事務所に備え置き（法第 57 条第 1 項）、組合の債権者による閲覧等を可能とする必要があること（法第 51 条第 12 項）。監査会での決議は、監査会員の過半数で行い（法第 55 条第 1 項）、議事録を作成する義務がある（法第 55 条第 4 項）。

そのほか、監査会員には、①理事会における意見陳述（法第 56 条第 1 項）、②報酬請求（法第 56 条第 2 項）、③費用償還・債務弁済請求（法第 56 条第 3 項）等が認められている。また、組合は、監査の独立性を確保するため、監査会員に対し、監査会の職務執行に関する業務上の命令等を行ってはならない（法第 56 条第 4 項）。

監査会制度が設けられた趣旨は、組合の適切な運営を確保するためには理事の職務執行を監査することが重要であり、この役割を果たす者として監事が置かれ（法第 38 条第 2 項）、監事は、監査対象である理事からの独立性を確保するため、理事や組合の使用人との兼職ができない（法第 43 条）こととされているが、特に小規模の組合においては、全員がその理事又は使用人として営業や日常事務などの組合の活動に従事したいというニーズがあるため、このような小規模の組合のニーズに応えるために、組合の基本原理を踏まえ、理事の活動をほかの組合員がチェックできるような規模の組合であれば、各組合員による監査という仕組みを設けることも合理的であるという考え方の下に設けられたもの。

解散・清算（法第80条並びに第81条及び第93条並びに第94条）

組合は、①総会の決議、②組合の合併、③組合についての破産手続開始の決定、④存続期間の満了・解散事由の発生、⑤行政庁による解散命令（法第127条第3項）によって解散する（法第80条第1項）。組合員が3人未満になり、その状態が6月間継続した場合にも、解散することになる（法第80条第2項）。

①総会の決議、④存続期間の満了・解散事由の発生により解散したときは、解散から2週間以内に、その旨を行政庁に届け出る必要がある（法第80条第3項）。

また、①、④及び⑤行政庁による解散命令により解散したときは、解散から2週間以内に、その主たる事務所の所在地において、解散の登記をしなければならない（組合等登記令第7条）。

なお、組合に関する登記が最後にあった日から5年を経た「休眠組合」については、行政庁が、行政庁に事業を廃止していない旨の届出をすべき旨を公告したにもかかわらず、その届出をしないときは、解散したものとみなす（法第81条）。これは、設立に当たって準則主義がとられていることの弊害を防ぐ趣旨。

組合が解散（②組合の合併及び③組合についての破産手続開始の決定により解散した場合であって当該破産手続が終了していない場合を除く。）したときは、清算をしなければならない（法第94条、会社法第475条）。

清算にあたっては、理事がその清算人となり、代表理事が代表清算人となる。ただし、総会において他人を選任したときは、この限りでない（法第93条、第94条、会社法第483条）。また、清算人となる者がないとときは、裁判所は、利害関係人の申立てにより、清算人を選任する（法第94条、会社法第478条）。

清算組合は、清算の目的の範囲内において、清算が結了するまではなお存続するものみなされる（法第94条、会社法第476条）ため、清算人会や総会もその範囲内で活動することとなる。

清算人は、①現務の結了、②債権の取立て及び債務の弁済、③残余財産の分配の職務を行う（法第94条、会社法第481条）。また、清算人は、その就任後遅滞なく、清算組合の財産の現況を調査し、清算開始時の財産目録及び貸借対照表を作成しなければならない（法第94条、会社法第492条）。

清算組合は、清算開始することとなった後に遅滞なく、債権者に対して2月以上の期間内（これを下回る期間は不可。）にその債権を申し出るべき旨を公告し、かつ、知れている債権者には、各別にこれを催告しなければならない。清算組合は、当該公告の期間内は、債務の弁済をすることができず、この場合において、清算組合は、その債務の不履行によって生じた責任を免れることができない（法第94条、会社法第494条）。清算組合の財産がその債務を完済するのに足りないことが明らかになったときは、清算人は、直ちに破産手続開始の申立てをしなければならない（法第94条、会社法第484条）。

清算が結了したときは、特定労働者協同組合の清算人は、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならない（法第94条の18）。特定労働者協同組合以外の場合は、行政庁への届出を要しない。清算結了の登記については、清算結了の日から二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、行わなければならない（組合等登記令第10条）。

4 行政庁の業務内容等

行政庁の主な業務内容について

- 行政庁：組合についてはその主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事、連合会については厚生労働大臣（第 132 条）
- 労働者協同組合の設立については準則主義を採用することとしており、一般的な他の協同組合の設立のような、行政による認可業務は発生しない。
- 労働者協同組合のうち非営利性の徹底された組合である特定労働者協同組合については、行政による認定業務が発生。（手引き第 3 の 3 「特定労働者協同組合について」参照）

主たる行政の権限（第二、第三回目）に関する箇条		箇条
組立の届出	組合は、社員として二千人以上あるか、組合員二千人未満で、その組合員二分の一に同様のものがある旨を行政方に届け出なければならない。	第126項 第1項
活動の申請の届出	組合は、後書のものと同様に、重要な事項があったときは、その書類を提出して運営のため、行動することを申請しなければならない。	第126項 第2項
活動の監査の届出	組合は、定期的監査したときは、その監査の回数と二箇月以内に、監査に係る監査官の氏名に意見を述べなければならない。	第126項 第3項
解散の届出	組合が一定の事由により解散したときは、解散理由を二箇月以内に、その旨を社員等に届け出なければならない。	第126項 第3項
休眠組合に対する監査	休眠組合（組合であって、当該組合に関する監査が最後にあった日から五年を経過したもの）は、行政庁が当該休眠組合に対し二月以内に厚生労働省令で定めるところにより行政庁に事業を廃止していない旨の監査をすべき旨を官報に公告した場合において、その届出をしないときは、その二月の期間の費用の額に、解散したものとみなす。ただし、当該期間内に当該休眠組合に関する監査がされたときは、この限りでない。	第126項 第1項
合併の届出	組合は、合併したときは、合併の日から二箇月以内に、登記事項証明書（新設合併設立組合にあっては、登記事項証明書及び定期）を添えて、その旨（新設合併設立組合にあっては、その旨並びに役員の氏名及び住所）を行政庁に届け出なければならない。	第126項 第1項

決算報告書提出の提出	組合及び連合会は、毎事業年度、通常組合の終了の日から二箇月以内に、賃借料額表、損益計算書、貯金金の処分又は損失の処理の方法を記載した書面及び事業報告書並びにこれらの附属明細書を行政庁に提出しなければならない。	第124条 第1項
報告の提出	行政庁は、組合又は連合会から、当該組合又は連合会が法令、法令に基づいてする行政庁の处分、定款又は規約を守っているかどうかを知るために必要な報告を置くことができる。	第125條
検査等	行政庁は、組合若しくは連合会の運営若しくは会計が法令、法令に基づいてする行政庁の处分、定款若しくは規約に違反する疑いがあり、又は組合若しくは連合会の運営が著しく不適である疑いがあると認めるときは、当該組合又は連合会の運営又は会計の状況を検査することができる。	第126條 第1項
指図命令	行政庁は、第二十五条の規定により報告を置し、又は前条第一項の規定により検査をした場合において、組合若しくは連合会の運営若しくは会計が法令、法令に基づいてする行政庁の处分、定款若しくは規約に違反し、又は組合若しくは連合会の運営が著しく不適であると認めるときは、当該組合又は連合会に対し、期間を定めて必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。	第127條 第1項
業務停止命令等	組合又は連合会が前項の命令に従わないときは、行政庁は、期間を定めて、運営の全部若しくは一部の停止又は役員の改選を命ぜることができる。	第127條 第2項
解散命令	行政庁は、組合若しくは連合会が第一項の命令に違反したとき又は組合若しくは連合会が正当な理由がないのにその成立の日から一年以内に事業を開始せず、若しくは引き続き一年以上その事業を停止していると認めるときは、当該組合又は連合会に対し、解散を命ぜることができる。	第127條 第3項

第3 各論

1 企業組合から労働者協同組合に組織変更した場合

(1) 概要

この法律の施行の際現に存する企業組合（中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条第4号に掲げる企業組合をいう。以下同じ。）又は特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。以下同じ。）は、施行日から起算して3年以内に、その組織を変更し、組合になることができる（法附則第4条）。これは、法施行前から、企業組合又はNPO法人の形態をとった組合に準じた活動をしているものがあり、仮に、企業組合又はNPO法人からの組織変更の規定を整備しないとすれば、解散及び清算した上で組合を新設する必要があり、從前に締結されていた契約の扱いや保有する財産の処分など、事業の継続に重大な影響が及ぶことが想定されたため、労働者協同組合に円滑に組織変更を行うための制度を設けている。法定の手続きを経ることで、組織変更計画で定めた効力発生日に組合となる。ただし、債権者異議手続が終了していない場合や組織変更を中止した場合には、組織変更の効力は発生しないことに留意すること（法附則第11条第3項、附則第19条）。

法人格の変更の方法の一つである組織変更とは、「会社、組合その他の法人が、解散及び新規設立を行わずに、法人としての人格の同一性を維持しながら、定款変更等によってその組織を変更し、従来とは性格及び法律上の根柢を異にする別種の法人となることをいう」と考えられている（学陽書房「法令用語辞典 第10次改訂版」）。

(2) 資本剰余金の具体的な内容等

企業組合から労働者協同組合に組織変更（法附則第4条）した場合について、法附則第9条の規定に基づき、企業組合の組織変更に際して準備金として計上すべき額等に関する規定が設けられている。

【参考】労働者協同組合法（令和2年法律第78号）附則

（準備金として計上すべき額等）

第九条 企業組合の組織変更に際して準備金として計上すべき額その他企業組合の組織変更に際しての計算に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

資本剰余金（大分類：純資産の区分）について

労働者協同組合には、制度上、資本準備金（中分類）（①加入金（小分類）、②増口金（小分類））はない。①加入金、②増口金（ぞうくちきん）とは、出資一口当たりの持分調整金のこと。出資一口当たりの持分額（組合の正味財産の価額を出資総口数で除した額）は、変化するため、企業組合等のように払い戻し請求可能額に上限がない組織では原始加入者以外の者が新たに加入する場合や増口をする場合には、持分を調整する必要があり、加入金や増口金を徴収することがある。加入金及び増口金は、組合員が加入後、短期間に脱退をした場合に、出資金以上の払い戻しを受けることを防止するためにあるが、企業組合と異なり、労

労働者協同組合は、法第16条第1項において、払い戻し請求可能額を、払込済出資額を限度としているため、労協法上①加入金、②増口金はない。

組織変更する企業組合に、①加入金、②増口金がある場合、組織変更時に清算するか労働者協同組合に引き継ぐかは、当該企業組合の判断とする。引き継ぐ場合は新設の小分類「移行時剩余金」（企業組合から労協組合へ組織変更した場合の企業組合時代の資本準備金の残り）に計上することが考えられる。

資本剩余金（中分類）、出資金減少差益（小分類。出資金の減少によって生じた差益を処理する。）は、労働者協同組合についても該当がある。組織変更時に清算するか労働者協同組合に引き継ぐかは、当該企業組合の判断となる。

大分類：純資産（労働者協同組法上、加入金及び増口金はない。）

区分	中分類	小分類	留意事項等
資本剰 余金	資本準備金	加入金	出資一口当たりの持分調整金
		増口金	出資一口当たりの持分調整金
	資本剰余金	出資金減少 差益	出資金の減少によって生じた差益 を処理する。
		移行時剰余 金（新設）	企業組合から労協組合へ組織変更 した場合の企業組合時代の資本準 備金の残り

（3）企業組合からの組織変更の流れ

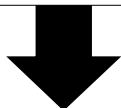
組織変更の流れ図中⑥のとおり、組合の行政庁のみならず、企業組合の行政庁にも組織変更した旨の届出が必要である（別添 組織変更に係る様式例参照）。

＜根拠法・条文等＞

① 組織変更計画の作成・組織変更の議決総会の招集

- ・「組織変更が効力を生ずる日（効力発生日）」等を定めた組織変更計画を作成する。
- ・総会の2週間前までに、「会議の目的である事項」「組織変更計画の要領」「組織変更後の労働者協同組合の定款」を総会の招集案内と併せて通知する。

（法附則第5条、中協法第49条第1項）



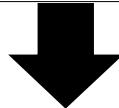
（次ページへ続く）

<根拠法・条文等>

② 組織変更の議決総会の開催

- ・組織変更計画について、総会の議決により承認する。
- ・議決は、総組合員の半数以上が出席し、その議決権の3分の2以上の多数による特別議決を必要とする。

(法附則第5条、中協法第53条)



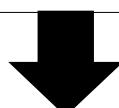
③ 組織変更の議決等の公告及び債権者異議手続、反対組合員の持分払戻請求権

- ・総会の議決から2週間以内に組織変更の議決の内容及び貸借対照表を公告。
- ・組織変更をする旨及び公告の日より一定期間（1月以上の期間）債権者が異議を述べられることも併せて官報公告し、かつ、知っている債権者に対し各別に催告する（定款の定めに従い、官報のほか日刊新聞紙又は電子公告によりするときは、各別の催告は不要）。

※官報公告については、公告を申し込んでから掲載まで1～2週間程度を要する。

- ・債権者が異議を述べたときは、弁済等を行う。
- ・組織変更の議決総会に先立って書面で組織変更に反対の意思を通知した企業組合の組合員は、組織変更の議決の日から20日以内に書面をもって持分の払戻しを請求することにより、効力発生日に当該企業組合を脱退するとともに、定款の定めにかかわらず、持分の全部の払戻しを請求することができる。

(法附則第6条、附則第7条、中協法第33条第4項)



組織変更をする企業組合は、効力発生日に組合となるが、③の債権者異議手続が終了していない場合には組織変更の効果は生じない。

(法附則第11条第1項・第3項)

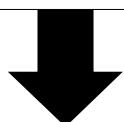


(次ページへ続く)

④ 組織変更に反対して効力発生日に企業組合を脱退することとなった企業組合の組合員を除き、組合員に対して、組織変更計画の定めるところにより、「組織変更後組合」の出資の割当てを行う。

※出資の割当ては、組織変更をする企業組合の組合員の出資口数に応じて行わなければならない。

(法附則第 8 条)



⑤ 組織変更登記（解散登記＋設立登記）

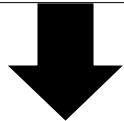
- ・効力発生日から 2 週間以内に、法務局へ組織変更の登記（企業組合の解散登記、組織変更後組合の設立登記）申請をする。その後一定期間を経て登記事項証明書が発行されるので、当該証明書の他添付書類を添えて、組織変更を行政府へ届け出る。

※効力発生日以降に理事会を開催して代表理事を選定。その他、組織変更計画書において、定款に定める事項として代表理事の氏名（最初の代表理事に限る）を記載しておき、当該組織変更計画書を承認する方法等もある。

※登記の際に必要な資料などについては、事前に最寄りの法務局へ相談することが望ましい。

※登記事務の取扱いについて、法務省から法務局等へ示された通知文についても参照されたい。（令和 4 年 9 月 21 日法務省民商第 439 号「労働者協同組合法等の施行に伴う法人登記事務の取扱いについて（通知）」<https://www.moj.go.jp/content/001381759.pdf>）

(法第 27 条、附則第 12 条、附則第 15 条第 1 項、労働者協同組合法施行令第 3 条第 1 項)



⑥ 組織変更の届出

- ・企業組合の行政庁（財務大臣の所管に属する事業を行わないものにあっては、管轄都道府県知事。財務大臣の所管する事業を行うものについては中協法第 111 条第 1 項参照）に対し、遅滞なく、組織変更の届出。
- ・労働者協同組合の行政庁（主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事）に対しては、効力発生日から 2 週間以内に、組織変更の届出。

(法第 27 条、第 132 条、附則第 12 条、中協法第 111 条第 1 項)

【補足事項】組織変更計画に規定する事項（法附則第5条第4項）

- ① 組織変更後の組合の事業、名称及び事務所所在地
- ② ①のほか組織変更後組合の定款で定める事項
- ③ 組織変更後組合の理事の氏名
- ④ 組織変更後組合の監事の氏名（組織変更後組合が組合員監査会設置組合である場合にあっては、その旨）
- ⑤ 組織変更する企業組合の組合員が組織変更に際して取得する組織変更後組合の出資口数又は、その口数の算定方法
- ⑥ 組織変更する企業組合の組合員に対する前号の出資の割当てに関する事項
- ⑦ 効力発生日

2 特定非営利活動法人から労働者協同組合に組織変更した場合

(1) 概要

この法律の施行の際現に存する企業組合又は特定非営利活動法人は、施行日から起算して3年以内に、その組織を変更し、組合になることができる（法附則第4条）。組織変更については、第3の1（1）も参照。

特定非営利活動法人から労働者協同組合に組織変更（法附則第4条）した場合について、法附則第18条第1項の規定により、特定非営利活動法人から労働者協同組合への組織変更に際して、組織変更時財産額について、定款に記載し又は記録することになっている。これは、特定非営利活動法人は、その財産を構成員に分配することができないのに対して、労働者協同組合は、分配可能であり、組織変更後も、特定非営利活動法人時代の財産を適切に管理する必要が生じるためである。

なお、公益法人制度改革（※）の際に、特例民法法人（旧民法第34条に基づく公益法人）から一般法人に移行する際に、公益目的財産額を算定して、公益目的支出計画に基づき、その残額が零になるまで、管理した例があることから、当該例を参考にした。ただし、今回は、支出計画を作成し残額が零になるまで、管理する訳ではなく、組織変更時財産額のうち、土地、有価証券等の時価評価資産の評価方法を公益目的財産額の例と同様にした。

※ いわゆる「公益法人制度改革関連3法」と呼ばれる以下の3法は、平成18年5月に成立し、平成20年12月に全面施行された。

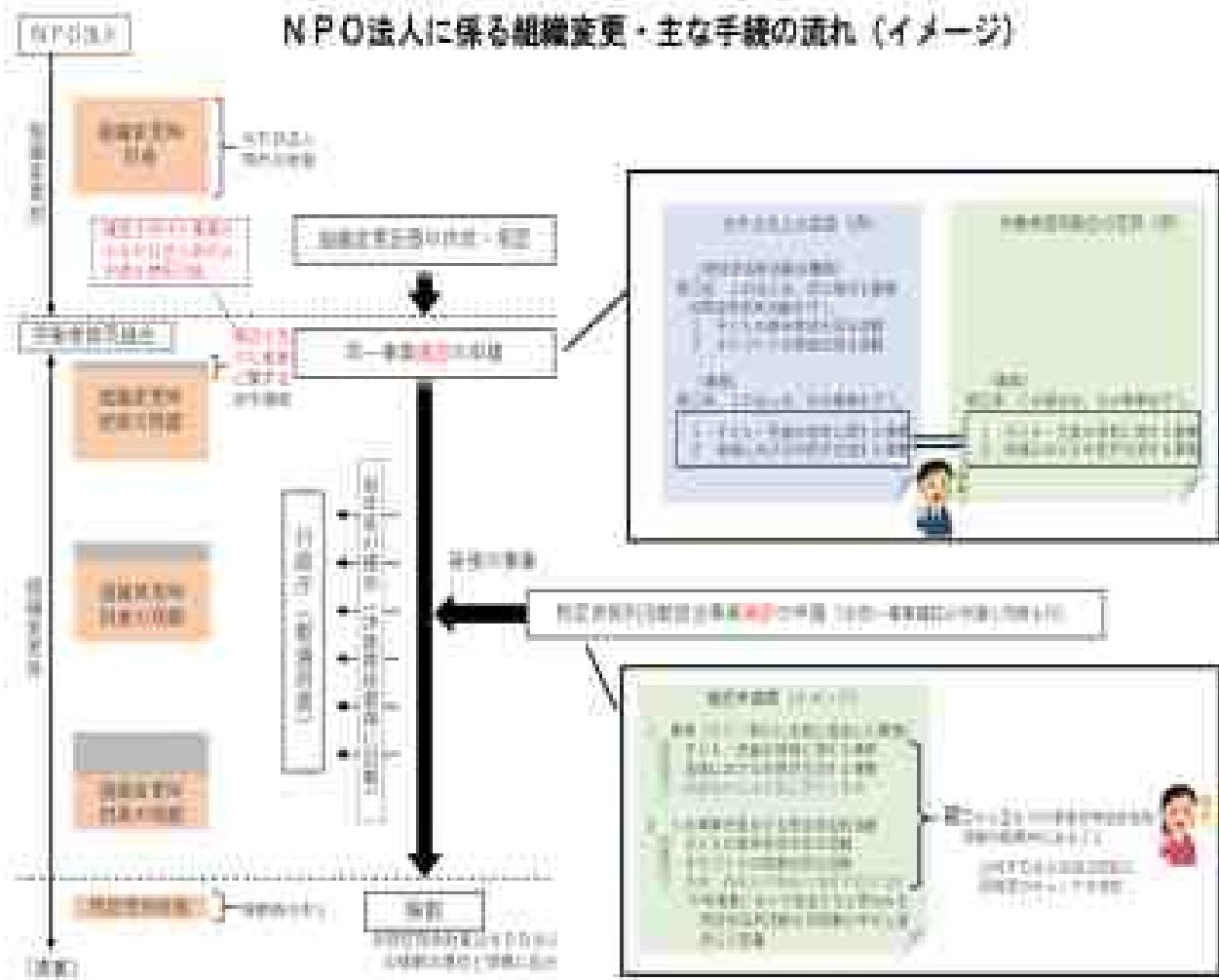
- ・ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）
- ・ 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）
- ・ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）

組織変更時財産額については、①算定日を法附則第16条第4項において準用する附則第5条第4項第7号の効力発生日（以下「効力発生日」という。特定非営利活動法人が解散し、労働者協同組合となる日）の前日とし、②労働者協同組合になる前の社員総会承認時の算定額、③労働者協同組合になった後の確定時の算定額を行政庁等に示す仕組みとした。

また、法附則第21条の規定により、剰余金のうち組織変更時財産額に係るものは、確認に係る事業の損失を補填するほか使用してはならないため、例えば、確認に係る事業以外の損失を補填したり、従事分量配当の原資としたりすることができないことを意味している。さらに、確認に係る事業以外の事業も行う場合には、損益計算書を区分して作成するとともに、剰余金の処分においては、確認に係る事業以外の事業で生じた利益を、確認に係る事業の赤字填補に充てることとされていることに留意が必要である。

なお、特定非営利活動法人が、組織変更時に持っていた財産（現金、自動車、事務用機器、不動産など）は、労働者協同組合に引き継がれ、これらの財産については、労働者協同組合として実施する事業に使用することができる。（確認に係る事業及び確認に係る事業以外の事業の両方に使用可能）。

ただし、毎事業年度が終了した後に、組織変更時財産額、組織変更時財産残額を行政庁へ報告する必要がある。



(2) 組織変更時財産額（則附則第5条）の具体的な内容

第1号ハ「書画、骨とう、生物その他の資産のうち算定日における帳簿価額と時価との差額が著しく多額である資産」について、時価が変動し得る資産として自動車を始め様々なものが考えられるが、これらはすべて「その他の資産」に含まれるか。

組織変更時財産額のうち、土地等の時価評価資産の評価方法を公益目的財産額の例と同様にすることとしているが、同時に、できる限り簡潔な事務処理が可能となる仕組みを目指している。

第1号ハの美術品等その他の資産の評価方法について、「公益認定等に関する運用について（公益認定等ガイドライン）」II-1 (4) ①ivでは、「美術品等その他の資産の評価方法について、法人において移行後も引き続き実施事業に使用するものは、時価評価が可能であっても帳簿価額とすることを認める。継続的に実施事業に使用する予定がないもの、売却の予定があるものについては、時価評価を行う。ただし、帳簿価額と時価との差額が著しく多額でないと法人において判断する場合や時価評価を行うことが困難な場合は、帳簿価額とすることを認める。」となっている。

組織変更後、引き続き実施事業に使用する資産も相当あるのではないかと予想されること、また、ただし書き規定もあることから、第1号ハに該当する資産はそれほど多くなく、実際には、第1号イの「土地」や口の「有価証券」等が事例として考えられる。

第3号「支出又は保全が義務付けられていると認められるもの」とは、貸借対照表の純資産の部に計上しているもののうち、法令等により将来の支出又は不慮の支出に備えて設定することが要請されているものであって、法人において合理的な算定根拠を示すことが可能であるものである。公益目的財産の場合の例として、建築確認を行う指定確認検査機関の指定の基準として法令で定められた損害賠償に備えるために必要な額が挙げられている。余り実例はないのかも知れない。

(3) 社員総会承認時の組織変更時財産額（則附則第6条）の具体的な内容

組織変更時財産額について、特定非営利活動法人が組織変更して労働者協同組合になる前の社員総会承認時の算定額は、社員総会の承認を受ける日の属する事業年度の前事業年度（以下「社員総会承認直前事業年度」という。）の末日を算定日とみなして計算する。組織変更後の組合の定款には、組織変更時財産額を記載しなければならず（法附則第18条第1項）、また、組織変更計画には、組織変更後組合の定款で定める事項（法附則第5条第4項第2号）を定めることになっているが、社員総会承認時に、算定日（効力発生日の前日）の組織変更時財産額を記載することは、実際は困難であるため（通常の時系列として、社員総会が算定日より相当前に開催されることが想定される。）、当該みなし規定が必要となる。

第2項において、「社員総会承認直前事業年度の末日から起算して三箇月以内」の場合に、社員総会承認直前事業年度の前事業年度の末日を算定日とみなしているのは、各事業年度の末日から3月を過ぎると当該事業年度の決算関係書類等は作成されていると考えられるため。

(4) 組織変更時財産額の確定（則附則第7条）の具体的な内容（別添 組織変更に係る様式例参照）

組織変更時財産額については、組織変更の登記をした日から起算して3箇月以内に、算定日（効力発生日の前日）における額を行政庁に提出することにより、確定される仕組み。社員総会承認時の算定額は、社員総会の承認を受ける日の属する事業年度の前事業年度の額であり、その後の変化が生じ得るため。

(5) 特定非営利活動に係る事業の確認の手続（則附則第8条）の具体的な内容

組織変更後の労働者協同組合の行う事業が、特定非営利活動促進法第二条第一項に規定する特定非営利活動に係る事業に該当することについて、申請に基づき行政庁が行う確認は、組織変更に係る特定非営利活動法人の定款と組織変更後組合の定款を見比べて、同じかどうか確認することとなる。組織変更に係る特定非営利活動法人では行っておらず、組織変更後組合となって新たに行う事業についても、申請に基づき当該事業が特定非営利活動に該当するか確認する。

(6) 定期の報告（則附則第9条）の具体的な内容（別添 組織変更に係る様式例参照）

法附則第23条の規定により、毎事業年度終了後、行政庁に対して組織変更時財産額に係る使用の状況を報告することになっている。

法附則第23条の規定による報告は、通常総会の終了の日から2週間以内に、様式による報告書に、一定の書類を添えて提出してしなければならない。

提出期限を「通常総会の終了の日から二週間以内」とした理由は、組織変更時財産額に係る使用の状況は、貸借対照表及び損益計算書の内容の一部と重なるものであり、法第124条では、貸借対照表及び損益計算書を含む決算関係書類等の行政庁への提出期限を「通常総会の終了の日から二週間以内」としているため、これと合わせることとするため。

やむを得ない理由により定められた期限に書類の提出をすることができない場合には、あらかじめ行政庁の承認を受けて、提出を延期することができる。

なお、貸借対照表等の注に、則第9条第1項第1号から第6号までの事項を記載することが考えられる。

加えて、貸借対照表及び損益計算書について、以下の取扱いとする。

- ・組織変更後組合（特定非営利活動法人から労働者協同組合への組織変更後の組合）は、損益計算書について、確認に係る事業と確認に係る事業以外の事業に区分して作成すること（法附則第22条。確認に係る事業と確認に係る事業以外の事業のそれぞれについて、収支差額を算出する必要があるため）。
- ・損益計算書には、剰余金の処分の特例（法附則第21条）の関係で、適宜、①当該事業年度の末日における確認に係る事業の収支差額、②当該事業年度の末日における確認に係る事業以外の事業の収支差額、③確認に係る事業以外の事業から確認に係る事業への振替額、④振替後の確認に係る事業の収支差額を記載することになる。
- ・貸借対照表を区分して作成するかどうかは、法人の判断によること。

(7) 特定非営利活動法人からの組織変更の流れ

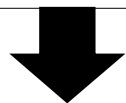
組織変更の流れ図中⑥のとおり、組合の行政庁のみならず、特定非営利活動法人の所轄庁にも組織変更した旨の届出が必要である（別添 組織変更に係る様式例参照）。

<根拠法・条文等>

① 組織変更計画の作成・組織変更の議決に係る社員総会の招集

- ・「組織変更が効力を生ずる日（効力発生日）」等を定めた組織変更計画を作成する。
- ・社員総会の2週間前までに、「会議の目的である事項」「組織変更計画の要領」「組織変更後の労働者協同組合の定款」を社員総会の招集案内と併せて通知する。

（法附則第16条、
NPO法第14条の4）



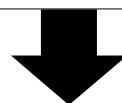
（次ページへ続く）

<根拠法・条文等>

② 組織変更の議決社員総会の開催

- ・組織変更計画について社員総会の議決により承認する。
- ・議決は、定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の4分の3以上の賛成を条件とする。
- ・定款には、組織変更時財産額及び特定残余財産の処分に関する事項も定めなければならない。特定残余財産の帰属すべき者に関する規定を設ける場合には、当該帰属先はNPO法人又はNPO法第11条第3項の各号に掲げられる者のうちから選定されるよ

(法附則第5条第4項、附則第16条、附則第18条、NPO法第11条第3項、第31条の2)



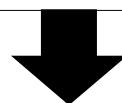
③ 組織変更の議決等の公告及び債権者異議手続

- ・社員総会の議決から2週間以内に組織変更の議決の内容及び貸借対照表を公告。
- ・組織変更をする旨及び公告の日より一定期間（1月以上の期間）債権者が異議を述べられることも併せて官報で公告し、かつ、知れている債権者に対し各別に催告する（定款の定めに従い、官報のほか日刊新聞紙又は電子公告するときは、各別の催告は不要。）。

※官報公告については、公告を申し込んでから掲載まで1～2週間程度を要する。

- ・債権者が異議を述べたときは、弁済等を行う。

(法附則第6条、附則第19条、NPO法第28条の2第1項、NPO法施行規則第3条の2第2項)



組織変更をするNPO法人は、効力発生日に組合となるが、③の手続きが終了していない場合には組織変更の効果は生じない

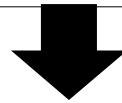
(法附則第11条第1項・第3項、附則第19条)



④ 「組織変更後組合」の出資の第1回の払込み

- ・遅滞なく組合員に第1回の払込みをしてもらう

(法附則第17条)



(次ページへ続く)

<根拠法・条文等>

⑤ 組織変更登記（解散登記＋設立登記）

- ・効力発生日から 2 週間以内に、法務局へ組織変更の登記（NPO 法人の解散登記、組織変更後組合の設立登記）申請をする。その後一定期間を経て登記事項証明書が発行されるので、当該証明書の他添付書類を添えて、組織変更を行政庁へ届け出る。

※効力発生日以降に理事会を開催して代表理事を選定。その他、組織変更計画書において、定款に定める事項として代表理事の氏名（最初の代表理事に限る）を記載しておき、当該組織変更計画書を承認する方法等もある。

※登記の際に必要な資料などについては、事前に最寄りの法務局へ相談することが望ましい。

※登記事務の取扱いについて、法務省から法務局等へ示された通知文についても参照されたい。（令和 4 年 9 月 21 日法務省民商第 439 号「労働者協同組合法等の施行に伴う法人登記事務の取扱いについて（通知）」

<https://www.moj.go.jp/content/001381759.pdf>

（法第 27 条、附則第 12 条、附則第 15 条第 1 項、附則第 19 条、労働者協同組合法施行令第 3 条第 1 項、第 4 条）

⑥ 組織変更の届出

- ・NPO 法人の所轄庁（主たる事務所が所在する都道府県の知事（指定都市の区域内のみに所在する場合には、当該指定都市の長）に対し、遅滞なく、組織変更の届出。
- ・労働者協同組合の行政庁（主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事）に対しては、効力発生日から 2 週間以内に、組織変更の届出。

（法第 27 条、第 132 条、附則第 12 条、附則第 19 条、NPO 法第 9 条）

⑦ 組織変更時財産額の確定

- ・組織変更の登記をしてから 3 月以内に算定日（効力発日の前日）における額を行政庁に提出
- ・毎事業年度終了後、通常総会の終了の日から 2 週間以内に、組織変更時財産額に係る使用の状況を行政庁に報告しなければならない

（法附則第 18 条、附則第 23 条、則附則第 7 条）

【補足事項】組織変更計画に規定する事項（法附則第5条第4項、附則第16条第4項）

- ① 組織変更後の組合の事業、名称及び事務所所在地
- ② ①のほか組織変更後組合の定款で定める事項
- ③ 組織変更後組合の理事の氏名
- ④ 組織変更後組合の監事の氏名（組織変更後組合が組合員監査会設置組合である場合にあっては、その旨）
- ⑤ 効力発生日

3 特定労働者協同組合について

令和4年6月に成立した、労働者協同組合の事業の健全な発展を図り、持続可能で活力ある地域社会の実現に資するための「労働者協同組合法等の一部を改正する法律（令和4年法律第71号）により、非営利性が徹底された労働者協同組合の認定制度を創設するとともに、認定を受けた労働者協同組合（特定労働者協同組合）に対し、税制上の措置を講ずることとされた。

行政庁である都道府県においては、以下の記載も参考にしつつ、組合の認定時及び認定後において、本制度の趣旨に則った適正な運用がなされるよう留意し、必要に応じて適切な措置を講じられたい。

（1）概要

特定労働者協同組合とは、労働者協同組合のうち、非営利性が徹底された労働者協同組合が認定を受けたものをいうため、労働者協同組合に関する規定は認定後も継続して適用され、加えて特定労働者協同組合に関する規定も適用されることとなる。よって、法第1条の目的や法第3条の基本原理をはじめとする各規定は特定労働者協同組合の活動においても遵守されなければならない。

非営利性の徹底とは、法第94条の3で定める基準に適合することを意味しており、この基準は法人税法上の非営利型法人の例に倣っている。

＜参考＞

○法人税法（抄）（昭和40年法律第34号）

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一～九 （略）

九の二 非営利型法人 一般社団法人又は一般財団法人（公益社団法人又は公益財団法人を除く。）のうち、次に掲げるものをいう。

イ その行う事業により利益を得ること又はその得た利益を分配することを目的としない法人であつてその事業を運営するための組織が適正であるものとして政令で定めるもの

○法人税法施行令（抄）（昭和40年政令第97号）

（非営利型法人の範囲）

第三条 法第二条第九号のニイ（定義）に規定する政令で定める法人は、次の各号に掲げる要件の全てに該当する一般社団法人又は一般財団法人（清算中に当該各号に掲げる要件の全てに該当することとなつたものを除く。）とする。

- 一 その定款に剩余金の分配を行わない旨の定めがあること。
- 二 その定款に解散したときはその残余財産が国若しくは地方公共団体又は次に掲げる法人に帰属する旨の定めがあること。
- イ 公益社団法人又は公益財団法人

- 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成十八年法律第四十九号）第五条第十七号イからトまで（公益認定の基準）に掲げる法人
- 三 前二号の定款の定めに反する行為（前二号及び次号に掲げる要件の全てに該当していた期間において、剰余金の分配又は残余財産の分配若しくは引渡し以外の方法（合併による資産の移転を含む。）により特定の個人又は団体に特別の利益を与えることを含む。）を行うことを決定し、又は行つたことがないこと。
- 四 各理事（清算人を含む。以下この号及び次項第七号において同じ。）について、当該理事及び当該理事の配偶者又は三親等以内の親族その他の当該理事と財務省令で定める特殊の関係のある者である理事の合計数の理事の総数のうちに占める割合が、三分の一以下であること。

（2）認定の申請について（法第 94 条の 5、則第 81 条の 3）

特定労働者協同組合に係る認定の申請をする際には、定款その他厚生労働省令で定める書類を添付しなければならない（法第 94 条の 5 第 2 項）。

「厚生労働省令で定める書類」のうち、法第 94 条の 3 各号に掲げる認定基準に適合すること、法第 94 条の 4 の欠格事由に該当しないことを説明した書類としては、当該組合による自己申告書類が考えられる。自己申告書類の例として別添チェック表参照。

また、自己申告書に加えて、組合は定款や決算報告書等を法定の時点で届け出ることとされているから、設立年数の経過している組合からの申請であれば、行政庁が保有している情報ももとに認定の判断を行うことになると考えられる。

なお、組合が偽りその他不正の手段で認定を受けることについては、法第 94 条の 19 第 1 項第 2 号に認定取消規定、法第 132 条の 2 に罰則規定が設けられている。

その他、特定労働者協同組合でない者は、その名称中に特定労働者協同組合であると誤認されるおそれのある文字を用いてはならない（法第 94 条の 7）が、特定労働者協同組合である者が、その名称中に「特定労働者協同組合」を用いるかどうかは組合の判断に委ねられており、組合は「労働者協同組合」の名称を必ず使用しなければならないことを定めた法第 4 条とは異なる。

（別添 認定様式例第 1 号「認定の申請・変更の認定（認定基準チェック表）」、
認定様式例第 2 号「認定の申請・変更の認定（欠格事由チェック表）」参照）

（3）認定等の公示について（法第 94 条の 8（法第 94 条の 9 で準用する場合を含む。）、法第 94 条の 10、法第 94 条の 16、法第 94 条の 18、法第 94 条の 19、則第 81 条の 4）

行政庁は、特定労働者協同組合の認定をしたとき、合併、解散若しくは清算結了の届出を受けたとき、又は認定を取り消したときは、インターネットの利用その他の適切な方法により、その旨を公示しなければならない。

公示の内容は、一般的には、認定時に以下の①～④について公示し、それ以降に⑤届出等があった場合に、①～④を更新するとともに、⑤を公示することが考えられる。

①労働者協同組合の名称、②代表理事の氏名、③主たる事務所の所在場所と従たる事務所の所在場所、④その他行政庁が必要と認める事項、⑤法令に基づき公示に係る事由が生じた

場合はその旨

なお、特定労働者協同組合に関する条項で使用している「所在場所」については、「所在地」が最小行政区画までを指すことに対し、丁目地番までを指している。

(4) 変更の認定について（法第 94 条の 9、則第 81 条の 6）

特定労働者協同組合は、主たる事務所の所在場所の変更をしようとするときは、行政庁の認定を受けなければならない。ただし、当該変更前及び変更後の事務所の所在場所が同一の都道府県の区域内であるものについては、この限りではない。

法第 94 条の 9 第 1 項の変更の認定を受けようとする特定労働者組合については、厚生労働省令で定めるところにより、変更に係る事項を記載した申請書を行政庁に提出しなければならない。法第 94 条の 3（認定の基準）、第 94 条の 4（欠格事由）の規定は、変更の認定について準用することになっているため、法第 94 条の 3 各号に掲げる認定基準に適合すること、法第 94 条の 4 の欠格事由に該当しないことを説明した書類としては、認定の申請の場合と同様に、当該組合による自己申告書類が考えられる。自己申告書類の例として別添チェック表参照。

（別添 認定様式例第 1 号「認定の申請・変更の認定（認定基準チェック表）」、
認定様式例第 2 号「認定の申請・変更の認定（欠格事由チェック表）」参照）

(5) 変更の届出について（法第 94 条の 10、則第 81 条の 8）

特定労働者協同組合は、名称又は代表理事の氏名の変更（合併に伴うものを除く。）があったときは、厚生労働省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならない。法第 94 条の 10 第 1 項の規定に基づき、代表理事の氏名の変更に係る変更の届出をしようとする特定労働者協同組合は、届出書に、代表理事が法第 94 条の 4 の欠格事由に該当しないことを説明した書類を添付して、行政庁に提出しなければならない。

（別添 認定様式例第 3 号「変更の届出（代表理事の欠格事由チェック表）」、
認定様式例第 3 号の 2 「変更の届出（代表理事の状況）」参照）

(6) 特定労働者協同組合がその事務所に備え置くべき書類について（法第 94 条の 12、則第 81 条の 10）

特定労働者協同組合は、毎事業年度初めの 3 月以内に、厚生労働省令で定めるところにより、一定の書類（報酬規程等）を作成しなければならない。また、特定労働者協同組合は、報酬規程等を作成した時から 5 年間、当該報酬規程等をその主たる事務所に備え置かなければならない。特定労働者協同組合が作成し、事務所に備え置かなければならない書類（厚生労働省令で定める書類）として、①役員に対する報酬の支給の状況、②給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項を記載した書類があるが、様式例に基づいて作成すること等が考えられる。職員には、給与を得ない役員を除く組合の事業に従事する組合員及び非組合員が該当する。なお、給与を得た役員については、役員報酬部分については①に、給与部分については②にそれぞれ該当する。

（別添 認定様式例第 4 号「役員等に対する報酬等の状況」参照）

(7) 報酬規程等の提出について（法第 94 条の 13、則第 81 条の 11）

前述のとおり、特定労働者協同組合は、毎事業年度初めの 3 月以内に、報酬規程等を作成しなければならない。また、毎事業年度 1 回、報酬規程等を行政庁に提出しなければならないが（法第 94 条の 13）、毎事業年度初めの 3 月以内に提出しなければならないこととするのが一般的と考えられる。なお、報酬規程等の作成、備置、提出については認定後最初の事業年度の終了以降に関して定めたものとして差し支えないが、役員報酬規程や賃金規程はこれにかかわらず組合運営上早期に作成すべきである。

(8) 合併の公示について（法第 94 条の 16）

行政庁は、特定労働者協同組合を全部又は一部の当事者とする合併について法第 91 条の規定による届出があったときは、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

この際、特定労働者協同組合と労働者協同組合が合併した場合には、次の点に留意する必要がある。特定労働者協同組合と労働者協同組合が合併した場合には、法第 90 条が適用されて行政庁から認定を受けることなく、特定労働者協同組合の地位を承継できることになる。そこで、特定労働者協同組合と（普通の）労働者協同組合が合併して、（普通の）労働者協同組合が存続する又は新設される場合には、定款上、剰余金の配当等が可能な組合が、特定労働者協同組合として税制上の措置を受ける可能性がある。よって、このような合併の届出があった際には、認定の基準に適合しているか等を確認し、状況に応じ、認定の取消し（法第 94 条の 19）等の監督権限を行使する、又は、当該組合から、取消しの申請を行うことで対応する等の必要があると考えられる。

(9) 税制上の措置について

特定労働者協同組合は、公益法人等の軽減税率及び寄附金の損金不算入制度を除き、公益法人等に係る取扱いが適用される。主な税制上の措置は以下のとおり。

- ・ 法人税について、各事業年度の所得のうち収益事業から生じた所得以外の所得について非課税となること。なお、収益事業とは法人税法及び法人税法施行令に規定された 34 の事業（その性質上その事業に付随して行われる行為を含む。）を指す。その他、収益事業とそれ以外の事業で生じた所得に関しては区分経理を要することに留意されたい。
- ・ 出資金の額が 1 千万円を超えると税率が上がる法人住民税均等割について、出資金の額にかかわらず最低税率が適用されること。
- ・ 出資金の額が 1 億円を超える普通法人に適用される法人事業税外形標準課税について、非課税となること。
- ・ 公益法人等の軽減税率及び寄附金の損金不算入制度については適用されず、普通法人と同様の扱いとなること。

＜参考＞

○法人税法（抄）（昭和 40 年法律第 34 号）

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一～十二 (略)

十三 収益事業 販売業、製造業その他の政令で定める事業で、継続して事業場を設けて行われるものという。

○法人税法施行令（抄）（昭和40年政令第97号）

（収益事業の範囲）

第五条 法第二条第十三号（定義）に規定する政令で定める事業は、次に掲げる事業（その性質上その事業に付随して行われる行為を含む。）とする。

一～三十四 (略)

（収益事業を行う法人の経理の区分）

第六条 公益法人等及び人格のない社団等は、収益事業から生ずる所得に関する経理と収益事業以外の事業から生ずる所得に関する経理とを区分して行わなければならない。

特定労働者協同組合等の税制（勤労者生活課作成）

項目	専門会員	特定労働者協同組合	労働者共同組合	会員制
専門会員	専門会員課税標準	専門会員課税標準	専門会員課税標準	専門会員課税標準
課税所得上の特徴付け	会員個人課	会員個人課	会員個人課	会員個人課
法人税上の課税特徴	法人税法上の収益事業等に係る所得の法人課税	法人税法上の収益事業等に係る所得の法人課税	主たる所得に課税	主たる所得に課税
個人課税	年400万円以下の所得15%、年400万円以上の所得23.20%	年400万円以下の所得15%、年400万円以上の所得23.20%（トータル所得）	年400万円以下の所得15%、年400万円以上の所得23.20%（トータル所得）	年400万円以下の法人個人課税15%、年400万円以上の法人個人課税23.20%（トータル個人課税）
会員課税に係る問題	あり	なし	なし	なし
会員課税の特徴	専門会員	専門会員	会員等の会員や貢献額等に応じて税額が増加。	会員等の会員や貢献額等に応じて税額が増加。

法人税法上の収益事業の概要（勤労者生活課作成）

- ・収益式入浴の運営事業のうち、(1)の規制緩和事業と(2)の規制緩和事業。
- ・規制緩和は法第14条第1項の規制緩和事業に付随して有する各種活動等(以下、「規制緩和事業等」)を意味するものとする。(法人税法第2条第1項第1号)。
- ・規制緩和事業等は、(1)の規制緩和事業と(2)の規制緩和事業。

1 物品販売業	10 営利業	19 介護業	28 訓練事業
2 手動運搬装置	11 修理業	20 理學療	29 医療保健業
3 遊戲遊技業	12 出店業	21 飲食	30 飲食飲料業
4 他品販賣業	13 営業業	22 土地開發業	31 動物飼育業
5 手動運搬機械	14 営利業	23 出店業	32 規則性日報業
6 駐車場	15 営業業	24 廉價業	33 規則性活動業
7 碼運業	16 有料停車場の他の運送業	25 廉價業	34 休憩者供給業
8 游泳池	17 営業業	26 営利業	
9 飲食業	18 代理業	27 有償供給	

注1：規制緩和事業のうち、(1)の規制緩和事業と(2)の規制緩和事業の場合は、(1)の規制緩和事業と(2)の規制緩和事業の合計額を算出する。ただし、(1)の規制緩和事業と(2)の規制緩和事業の合計額が、(1)の規制緩和事業と(2)の規制緩和事業の合計額の2倍以上である場合は、(1)の規制緩和事業と(2)の規制緩和事業の合計額を算出する。

注2：規制緩和事業のうち、(1)の規制緩和事業と(2)の規制緩和事業の合計額が、(1)の規制緩和事業と(2)の規制緩和事業の合計額の2倍以上である場合は、(1)の規制緩和事業と(2)の規制緩和事業の合計額を算出する。

法人住民税（均等割）の概要（勤労者生活課作成）

項目	内容	市町村民税均等割			
		資本等の金額	都道府県民税 均等割	従業者数 50人超	従業者数 50人以下
税率	均等割	50億円超	80万円	300万円	
		10億円超 50億円以下	54万円	175万円	41万円
		1億円超 10億円以下	13万円	40万円	10万円
		1千万円超 1億円以下	5万円	15万円	13万円
		1千万円以下	2万円	12万円	5万円
		NPO法人及び人間ぬない社団等は過格税率が適用されるため、都道府 道税率2万円、市町村民税6万円となる(地方税法第1,318条)。			

(10) 労働者協同組合から特定労働者協同組合へ移行する場合、特定労働者協同組合から労働者協同組合へ移行する場合の留意事項について

労働者協同組合（法人税法上の「普通法人」）から特定労働者協同組合（法人税法上の「公益法人等」）へ移行する場合、特定労働者協同組合（法人税法上の「公益法人等」）から労働者協同組合（法人税法上の「普通法人」）へ移行する場合には、法人区分の変更時に事業年度（※）が区分されることになる。事業年度の区分により確定申告等の税務上の対応が必要になるため、移行を検討している組合は、事前に税務署等の関係機関とも十分相談のうえ進めること。

※ 法人税法における事業年度とは、法人の財産及び損益の計算の単位となる期間で、法令で定めるものや法人の定款等に定めるものをいう。

＜参考＞

○法人税法（抄）（昭和 40 年法律第 34 号）

（事業年度の特例）

第十四条 次の各号に掲げる事実が生じた場合には、その事実が生じた法人の事業年度は、前条第一項の規定にかかわらず、当該各号に定める日に終了し、これに続く事業年度は、第二号又は第五号に掲げる事実が生じた場合を除き、同日の翌日から開始するものとする。

一～三 （略）

四 公益法人等が事業年度の中途において普通法人若しくは協同組合等に該当することとなつたこと又は普通法人若しくは協同組合等が事業年度の中途において公益法人等に該当することとなつたこと その事実が生じた日の前日

第十款 公益法人等が普通法人等に移行する場合の所得の金額の計算

第六十四条の四 公益法人等である内国法人が普通法人又は協同組合等に該当することとなつた場合には、その内国法人のその該当することとなつた日（以下この項及び第三項において「移行日」という。）前の収益事業以外の事業から生じた所得の金額の累積額として政令で定めるところにより計算した金額（第三項において「累積所得金額」という。）又は当該移行日前の収益事業以外の事業から生じた欠損金額の累積額として政令で定めるところにより計算した金額（第三項において「累積欠損金額」という。）に相当する金額は、当該内国法人の当該移行日の属する事業年度の所得の金額の計算上、益金の額又は損金の額に算入する。

2～6 （略）

(11) 企業組合から労働者協同組合へ組織変更する場合、特定非営利活動法人から労働者協同組合へ移行する場合の留意事項について

企業組合から労働者協同組合へ組織変更する場合、特定非営利活動法人から労働者協同組合へ組織変更する場合には、法人区分の変更時に事業年度が区分されることになる。事業年度の区分により確定申告等の税務上の対応が必要になるため、移行を検討している法人は、事前に税務署等の関係機関とも十分相談のうえ進めること。

第4 会計について

1 総則

(1) 目的

労働者協同組合又は労働者協同組合連合会の決算関係書類（貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案又は損失処理案）及び事業報告書並びにこれらの附属明細書の作成について記載し、労働者協同組合又は労働者協同組合連合会の健全な運営に資することを目的とする。

(2) 会計慣行のしん酌

則第17条には、決算関係書類（第3章第3節）、事業報告書（第3章第4節）、決算関係書類及び事業報告書の監査（第3章第5節）、決算関係書類及び事業報告書の組合員又は会員への提供（第3章第6節）、会計帳簿（第3章第7節）及び清算開始時の財産目録等の用語の解釈及び規定の適用に関しては、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の会計の慣行をしん酌しなければならないという規定が設けられており、企業会計の基準や中小企業等協同組合会計基準等も適宜参考にすることが望まれる。

【参考】労働者協同組合法施行規則

（会計慣行のしん酌）

第十七条 この章（第一節、第二節及び第八節を除く。）及び第七十八条から第八十一条までの用語の解釈及び規定の適用に関しては、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の会計の慣行をしん酌しなければならない。

2 勘定科目（別添 勘定科目表参照）

(1) 勘定科目表

別添の勘定科目表は、通常、労働者協同組合又は労働者協同組合連合会で使用される可能性が高いと思われる勘定科目を列挙したものであるから、それぞれの法人において当該表の勘定科目の全部を設定する必要はなく、法人の実情に適するよう取捨選択し、必要により当該表に掲げられていない勘定科目を設定しても差し支えない。

(2) 勘定科目表の分類

当該勘定科目表は、大分類、区分、中分類、小分類に分類され、通常は小分類を勘定科目として採用することとなる。なお、小分類では包括的すぎる場合には、さらに細分類を採用することができる。

・貸借対照表

大分類は、資産、負債及び純資産に分類した上で、それぞれに次のようにさらに区分を設けている。

- ① 資産は、流動資産、固定資産、繰延資産に分類し、固定資産はさらに有形固定資産、無形固定資産、外部出資その他の資産の中分類に区分する。
- ② 負債は、流動負債と固定負債に区分する。

③ 純資産は、組合員（会員）資本、評価・換算差額等に分類するとともに、組合員（会員）資本はさらに出資金、未払込出資金、資本剰余金、利益剰余金に分類する。資本剰余金は資本剰余金に、利益剰余金は利益準備金、就労創出等積立金、教育繰越金、その他利益剰余金の中分類に区分する。

・損益計算書

大分類は、収益及び費用に分類した上で、それぞれに次のようにさらに区分を設けている。

④ 収益は、事業収益、賦課金等収入（連合会において生じ得る（法第104条）。労働者協同組合には生じない。）、事業外収益及び特別利益に区分する。

⑤ 費用は、事業費用、一般管理費、事業外費用、特別損失及び税等に区分する。

3 決算関係書類

（1）貸借対照表の内容

貸借対照表は、当該事業年度末現在における全ての資産、負債及び純資産の状態を明瞭に表示するものでなければならない。

（2）貸借対照表の区分

貸借対照表は、資産の部、負債の部及び純資産の部に区分し、更にそれぞれの部を各項目に区分しなければならない。

・資産の部

1 流動資産

2 固定資産

①有形固定資産

②無形固定資産

③外部出資その他の資産

3 繼延資産

・負債の部

1 流動負債

2 固定負債

・純資産の部

1 組合員資本

①出資金

②未払込出資金

③資本剰余金

④利益剰余金

2 評価・換算差額等

（別添 勘定科目表参照、別添 貸借対照表様式例参照）

（3）損益計算書の内容

損益計算書は、組合等の経営成績を明らかにするため、一会计期間に属する全ての収益と

これに対応する全ての費用とを記載して経常利益を表示し、これに特別損益に属する項目を加減して当期純利益を表示するものとする。

(4) 損益計算書の区分

損益計算書は、収益と費用に区分し、更にそれぞれを各項目に区分しなければならない。

- ・収益の部

- 1 事業収益
- 2 賦課金等収入（連合会において生じ得る（法第104条）。労働者協同組合には生じない。）
- 3 事業外収益
- 4 特別利益

- ・費用の部

- 1 事業費用
- 2 一般管理費
- 3 事業外費用
- 4 特別損失

（別添 勘定科目表参照、別添 損益計算書様式例参照）

(5) 剰余金処分案又は損失処理案の内容

剰余金の処分について、法定されているものとしては、①準備金（法第76条第1項）、②就労創出等積立金（法第76条第4項）、③教育繰越金（法第76条第5項）があり、毎事業年度の剰余金の一定割合（1/10（①）又は1/20（②③））以上を積み立て等する必要がある。

①準備金（法第76条第1項）は、定款で定める額に達するまでは積み立てなければならず、定款で定める準備金の額は、出資総額の2分の1を下ってはならない（法第76条第2項）。また、損失の填補に充てる場合を除いては、取り崩してはならない（法第76条第3項）。

②就労創出等積立金（法第76条第4項）は、その事業規模又は事業活動の拡大を通じた就労の機会の創出を図るために必要な費用に充てるために積み立てるものであり、そのための事業の実施に際して取り崩して使用することとされている。

③教育繰越金（法第76条第5項）は、組合員の組合の事業に関する知識の向上を図るために必要な費用に充てるために積み立てる繰越金であり、そのための事業の実施に際して取り崩して使用することとされている。

剰余金の処分について、法定外のものとしては、定款の規定によるもの、総会の議決によるもの（その他の任意積立金）がある。剰余金の配当については、組合の健全な運営を確保するため、組合は、損失を填補（てんぽ）し、準備金・就労創出等積立金・教育繰越金を控除した後でなければならない（法第77条第1項）。配当については、組合の非営利性が損なわれないよう、出資配当を禁止し、組合員が組合の事業に従事した程度に応じた配当、つまり、「従事分量配当」のみを可能としている（法第77条第2項）。剰余金の配当が公平に行われるようにするため、組合の事業に従事した程度の具体的な評価に当たっては、組合の事業に従事した日数、時間数等が主な考慮要素となるほか、業務の質や

責任の軽重等も考慮されるものであること。なお、賃金の支払いと剰余金の配当は全く異なるものであることに留意すること。また、賃金を不当に低く抑えることで剰余金を多くする事がないよう、組合員の意見を反映させる方策等を通じて、各組合において、組合員が安心して生活できる水準の賃金を定めることが望ましい。

(6) 剰余金処分案又は損失処理案の区分

剰余金処分案は、当期末処分剰余金又は当期末処理損失金、組合積立金取崩額、剰余金処分額及び次期繰越剰余金に区分するとともに（則第43条第1項）、当期末処分剰余金又は当期末処理損失金は、当期純利益金額又は当期純損失金額と前期繰越剰余金又は前期繰越損失金に区分しなければならない（則第43条第2項）。

損失処理案は、当期末処理損失金、損失墳補取崩額、次期繰越損失金に区分し（則第44条第1項）、さらに当期末処理損失金は、当期純損失金額又は当期純利益金額と前期繰越損失金又は前期繰越剰余金に区分しなければならない（則第44条第2項）。

損失墳補取崩額は、組合積立金取崩額、利益準備金取崩額、資本剰余金取崩額に区分しなければならない（則第44条第3項）。

（別添 剰余金処分案様式例、別添 損失処理案様式例参照）

(7) 附属明細書

各事業年度に係る組合又は連合会の決算関係書類に係る附属明細書には、①有形固定資産及び無形固定資産の明細、②引当金の明細、③販売費及び一般管理費の明細（損益計算書で「販売費及び一般管理費」を集約表示している場合）のほか、組合又は連合会の貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案又は損失処理案の内容を補足する重要な事項を表示しなければならない。なお、該当のないものは作成を要しない。

4 事業報告書

事業報告書は、通常総会において、組合員に、当該事業年度における、組合の事業活動の概況に関する事項、組合の運営組織の状況に関する事項及びその他組合の状況に関する重要な事項を報告する書類である。

事業報告書に記載しなければいけない事項は、則第47条～第49条に規定されている。

（別添 事業報告書様式例参照）